

政府は13日、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で4月に入社予定の学生の内定取り消しを防ぐため、経済界に「最大限の経営努力」を要請した。就職活動中の学生には、エントリーシートの提出期限の延長やインターネットを活用した説明会・選考の実施などで配慮を求めた。感染拡大防止の観点から、企業説明会中止が相次いでいることが背景にある。

衛藤晟一・一徳総活躍相は13日の閣議後会見で「学生がこれまでと異なる就職活動を強いられるのは事実。不安を覚えるのも無理はない」と指摘。「企業には特段の配慮をお願いしたい」と述べ、要請のため強制力はないものの、経済界に

# 内定取り消し回避要請

## 政府「最大限の経営努力を」



合同会社説明会の会場に向かう就職活動の学生ら（東京都港区）

理解を求めた。厚生労働省によると、政府は就職を控えた大学生が企業から内定を取り消されたケースを一件把握している。今後、感染症の影響が大きい観光業などを中心に、内定取り消しを検討する企業が相次ぐおそれがある。

政府による要請のポイント	
就職活動中の学生向け	
学生が説明会に出席できなくても、採用に影響を与えないとの情報発信	
インターネットなど多様な通信手段を使った代替的な企業説明会や面接・試験の実施	
エントリーシートの提出期限の延長検討	
秋採用や通年採用の拡大による募集機会の提供	
内定者向け	
採用内定取り消し防止のため、最大限の経営努力	
内定取り消し・入社延期の場合、就職先の確保や対象者からの補償要求に誠意を持って対応すること	

政府は取り消しを防ぐための最大限の努力に加え、やむを得ず内定を取り消したり、入社時期を遅らせたたりする場合には、対象者の就職先の確保や補償の要求に誠意を持って対応することを求めた。

現在の大学3年生に對しては採用面接の解禁を6月、内定を10月とする。基本ルールは維持する。説明会の開催中止などで学生が十分な情報収集できない恐れが強まっているためエントリーシートの提出期限延長や積極的なウェブ説明会の開催で補うことを求めた。

# 挑戦のワイルド検定

58

## 新卒者の内定

**【問】** 採用内定に関して、正しいものをすべて選べなさい。

①新卒者の場合、一般的に労働契約は採用内定とその後関連書類の提出によって成立する。

②内定中であっても企業は自由に内定を取り消すことができる。

③企業の採用担当者、自社に内定した学生に対し就職活動を終わらせるように強要することはできない。

④学生が内定を辞退する場合、3月末であっても企業に通知すれば何ら問題ない。

**【解説】** ①、③ 毎年、10月に春入社予定の学生を対象に内定式を開きます。この採用過程において多くのトラブルがあります。

新卒者の内定の場合、判例は、採用内定通知とその後関係書類の提出とあわせて労働契約が成立するという見解を採用しています（大日本印刷事件・最高裁判決、1979年7月20日）。転職者の場合も同様です。したがって①は正しい説明です。

労働契約が成立すると、企業は内定を自由に取消すことはできません。内定を取り消すには、客観的に合理的と

## 学生からの辞退 原則自由



認められ、社会通念上相当といえる理由が必要とされている。卒業延期、健康状態の著しい悪化、虚偽申告の判明、犯罪行為で逮捕された場合などがこれに当たります。よって②は誤った説明です。

採用担当者が学生に他社に

対する就職活動を終えるように強要することは「オワハラ」といわれ、悪質な場合には不法行為として損害賠償の対象になる可能性があります。③は正しい説明です。

学生からの内定辞退は、原則として自由です。もともと、複数の内定をもらった学生がいつまでも就職先を決められず、入社直前の3月末になって内定を辞退するケースもあります。内定辞退が企業の信頼をはっきりと裏切る状態になされた場合には、不法行為が成立する余地も残されています。④は誤った説明です。

（道幸哲也・日本ワイルド検定協会会長、北大名誉教授）